

外国人受入留学生給与奨学金〈YKK リーダー21〉

奨学生の手引き

目次

- 【1】 吉田育英会について
- 【2】 〈YKK リーダー21〉奨学金の概要
- 【3】 奨学生の募集・選考・採用
- 【4】 奨学金の支給
- 【5】 奨学生の報告及び届出
- 【6】 奨学生の交流活動
- 【7】 奨学期間終了後のお願い
- 【8】 奨学生提出書類一覧

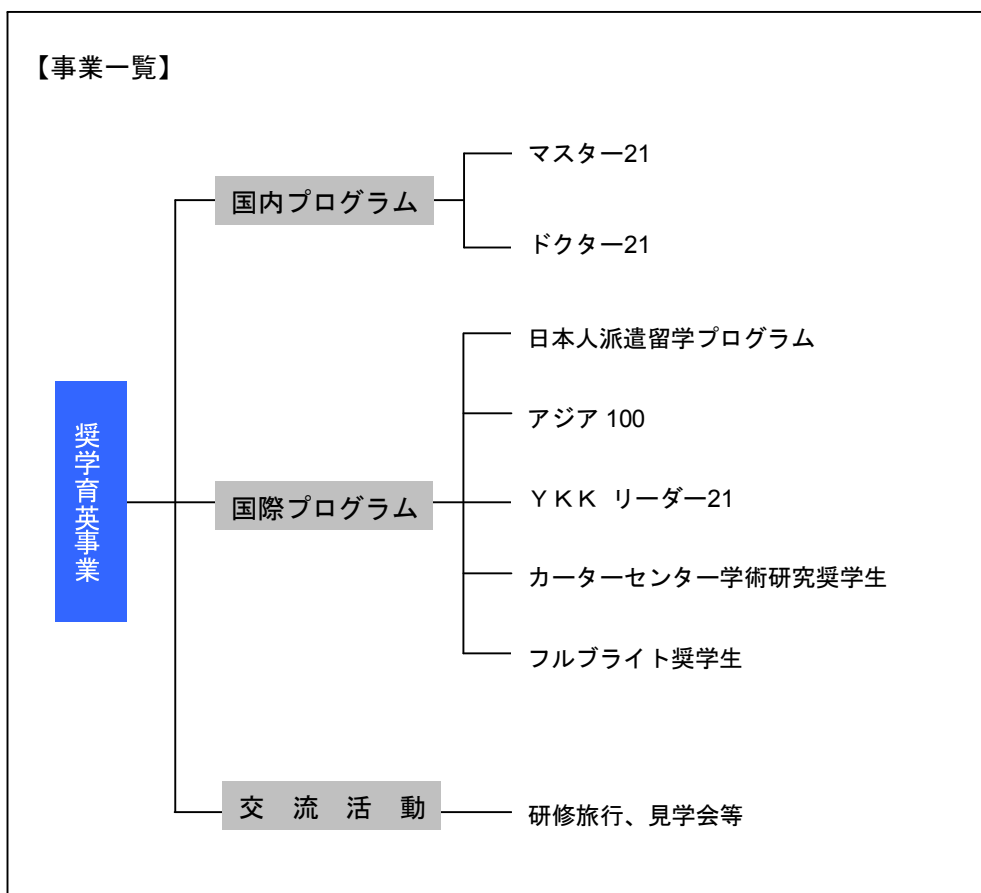
【1】 吉田育英会について

1 設立の趣旨

公益財団法人吉田育英会は、YKKグループの創設者である・田忠雄氏の提唱により、資質優秀な学生に経済的援助を行うことで国家、社会に有能な人材を育成することを目的に、1967年(昭和42年)3月に設立された財団です。

2 当会の事業

国内外の大学院生等に対する奨学資金の給与事業及び奨学生を対象とした交流活動等の事業を行っています。



【2】 〈YKK リーダー21〉奨学金の概要

1 プログラムの名称等

この奨学金は、名称を「外国人受入留学生給与奨学金〈YKK リーダー21〉」といい、日本の大学院において自然科学系分野を専攻する外国人留学生に対し在学中の奨学金を支給するプログラムです。

2 求める人材像

当会は、〈YKK リーダー21〉奨学生として、次に掲げる点を兼ね備える人材を求めます。

- ・学術研究のレベルが高い方
- ・留学の目的意識を明確に持っている方
- ・成果の社会還元の志を有している方
- ・リーダーとしての資質を有する方

3 奨学金の対象国／地域

- ・西アジアの諸国／地域

(アゼルバイジャン、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルメニア、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、グルジア、サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、ヨルダン、レバノン)

- ・中央アジアの諸国／地域

(ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン)

- ・アフリカの諸国／地域

4 日本側受入大学（指定校）

[国立] 東京大学、東京工業大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学

[私立] 慶應義塾大学、早稲田大学、同志社大学、関西学院大学

5 奨学金の金額

生活滞在費として月額15万円、学校納付金として合計250万円以内、住宅費補助、扶養補助(該当者のみ)及び往復の渡航に要する交通費を支給します。

6 奨学期間

日本の大学院に入学した月から2年以内(修士課程の場合)または3年以内(博士後期課程の場合)とします。

7 交流活動

奨学生を対象にした見学会や研修旅行等の各種交流活動を実施しています。

8 募集から支給終了までの流れ(例)

奨学生採用内定から正式決定、奨学金の支給開始、終了までの流れを図示すると、次頁の表のようになります。なお、時期は多少前後することがあります。

募集から支給終了までの流れ（修士課程春季入学者の例）

	渡日前	修士課程 1 年	修士課程 2 年	奨学期間終了後	
4 月	・ 当会から指定校に対して奨学生候補者の推薦依頼	①② ・ 修士課程入学	①②	(終了後 1 年以内に帰国分の渡航費申請)	
5 月	・ 指定校において奨学生募集	①	①		
6 月		①	①		
7 月		①	①		
8 月		① ・ 研修旅行	① ・ 研修旅行		
9 月		① ・ 定期報告書提出 ・ 在籍確認調査(大学宛)	① ・ 定期報告書提出 ・ 在籍確認調査(大学宛)		
10 月		①②	①②		
11 月		①	①		
12 月		①	①		
1 月		・ 指定校において奨学生候補者決定、当会に推薦 ・ 奨学生採用決定 ・ 当会に奨学金受領指定書等提出	①	①	
2 月			①	①	
3 月			① ・ 見学会・歓送迎会 ・ 定期報告書提出 ・ 進級確認調査(大学宛)	① ・ 見学会・歓送迎会 ・ 終了報告書提出 ・ 進級確認調査(大学宛)	

【3】 奨学生の募集・選考・採用

1 募集の対象者

次に掲げる要件をすべて満たす方とします。

- ・対象国／地域の国籍を有する方。
- ・対象国／地域内の大学(所在地が国籍を有する国と同一でない場合も可)において大学卒業以上の学歴を有する方。
- ・奨学生の募集を行う年の秋季またはその翌年の春季に、日本側受入大学の大学院修士課程(標準修業年限が2年の課程で、修了者に修士の学位が授与されるものとし、博士前期課程を含みます。)、もしくは博士後期課程(標準修業年限が3年の課程で、修了者に博士の学位が授与されるものをいいます。)に入学を希望する方、または一貫制博士課程(標準修業年限が5年の課程で、修了者に博士の学位が授与されるものをいいます。)の3年次に編入学を希望する方。
- ・日本側受入大学において自然科学系分野を専攻する方。
- ・当会への応募時点において渡日前である方。かつ、秋季入学者の場合、募集を行う年の4月1日現在において、引き続き1年以上対象国／地域のいずれかに居住していた方。春季入学者の場合、募集を行う年の10月1日現在において、引き続き1年以上対象国／地域のいずれかに居住していた方。
- ・募集を行う年の4月1日現在において、入学を希望する課程が修士課程の場合は30歳未満、博士後期課程の場合は35歳未満である方。

2 募集の方法

この奨学金の募集にあたっては、指定校制をとります。当会は、当会が指定する日本側受入大学(指定校)に奨学生候補者の推薦を依頼し、1校につき1名の推薦を受け付けます。

この奨学金を同時に受給する学生数は、日本側受入大学1校につき1名を超えません。当会は、当該大学からの前回採用者の奨学期間の終了に際して、新たに1名の推薦を受け付けます。

日本側受入大学における奨学生候補者の募集方法は大学により異なります。詳しくは、留学を希望する大学の留学生奨学金担当にお問い合わせください。

なお、学生本人から当会への直接応募は受け付けません。

3 申請手続き

応募者は、次に掲げる書類を、日本側受入大学に提出してください。このうち、願書及び推薦書の様式は、日本側受入大学を通じて入手してください。

- ・願書(第1号様式C)(和文または英文のいずれか一方を提出すること)
- ・推薦書(第2号様式C)(日本側受入大学における担当指導教授によるもの)
- ・出身大学からの英文の推薦状
- ・日本側受入大学の大学院合格証明書または合格通知書のコピー(大学院合格が決定している場合)

日本側受入大学は、各校において推薦することを決定した奨学生候補者の応募書類一式を当会に提出してください。また、応募書類提出時に候補者の大学院合格が決定していない場合は、合格決定次第、速やかに合格証明書または合格通知書のコピーを追加提出してください。

4 申請後の変更

当会への候補者推薦の後に、応募書類の内容に重要な変更が発生した場合には、日本側受入大学は、速やかに当会まで連絡してください。重要な変更には、次に掲げる事項があります。

- ・希望進学先、研究科または専攻の変更
- ・進学後に予定する研究テーマの変更
- ・指導教授(推薦書記入者)の変更 等

5 大学院受験費用の支給

日本側受入大学の推薦者が、大学院の入学検定を受検するために一時的に来日する必要があるときは、次に掲げる費用を支給します。

- ・日本への渡航費(エコノミークラス相当の往復航空運賃の実費)
- ・入学検定料
- ・日本国内における交通費及び宿泊費(最長3泊分)

受験費用は、領収書等の証憑に基づき、推薦者の銀行口座への振込により支給します。なお、推薦者が大学院に合格できなかった場合も返還は求めません。

6 採用決定

各校から推薦された候補者の応募書類の内容を当会常務理事(奨学生選考委員兼任)が確認し、奨学生として採用します。

当会は、奨学生採用の旨を日本側受入大学を通じて応募者に通知します。

7 奨学生証明書の発行

当会は、採用通知に添えて、奨学生採用及び奨学金の内容に関する証明書を発行します。この証明書は、奨学期間開始後も、奨学生または日本側受入大学からの請求に応じて随時発行します。

8 外国人登録原票記載事項証明書等の提出

採用された奨学生は、来日後速やかに外国人登録原票記載事項証明書または外国人登録証明書のコピーを、日本側受入大学を通じて当会に提出してください。

9 研究テーマの報告

採用された奨学生は、進学先大学院での研究テーマを、日本側受入大学を通じて当会に報告してください。

【4】 奨学金の支給

1 奨学金受領口座の指定

奨学金は、原則として各奨学生の銀行口座への振込により支給します。奨学生は、来日後速やかに銀行口座を開設し、所定の様式の奨学金受領指定書に、口座番号等の必要事項を記入のうえ、預金通帳の店番号・口座番号掲載部分のコピーを添えて、日本側受入大学を通じて当会に提出してください。

奨学金受領口座は奨学生本人の名義とし、国内銀行の普通預金口座（総合口座を含む）または当座預金口座としてください。

なお、奨学金受領口座は奨学期間開始後も変更可能です。

2 奨学金の支給

(1) 支給内容

生活滞在費として月額15万円、学校納付金として合計250万円以内、住宅費補助、扶養補助（該当者のみ）、及び往復の渡航に要する交通費を支給します。

①生活滞在費

奨学期間における生活滞在費として奨学期間を通じて月額15万円を支給します。

②学校納付金

学校納付金として奨学期間内に合計250万円以内の実費を支給します。

学校納付金とは、入学金、授業料、施設費、実験研究費等の名目で、大学に対して半期または1年毎に納付する費用をいいます。ただし、学生健康保険料や後援会費等の諸会費は除きます。また、入学金は複数の大学院に合格した場合も実際に入学する1校分のみを支給します。

奨学生が学校納付金の支給を申請するときは、費用を支払った際の領収書と金額の内訳が分かる書類を当会に提出してください。当会にて申請内容を確認後、奨学金受領口座宛に送金します。

ただし、大学に納付する授業料等については、奨学生は、大学発行の請求書や納付案内等の提出をもって、納付前に当会に申請することができます。この場合、申請時に提出する書類はコピーで構いませんが（FAXや電子メール添付での申請も可）、納付後に大学発行の領収書の原本を当会に提出してください（大学から領収書が発行されないときは当会にご連絡ください）。

なお、奨学生が、奨学金受領口座開設前に入学金等を納付する必要があるときは、当会は、学校納付金の支給として、大学からの請求に基づき、奨学生本人に代わって直接大学宛に入学金等を納付することがあります。

③住宅費補助

奨学生が奨学期間において居住するアパートや学生寮等にかかる賃借料について、住宅費補助として月額4万円以内の実費を支給します。

奨学生が住宅費補助の支給を申請するときは、アパート等の賃貸借契約書の賃借料掲載部分のコピーを当会に提出してください。

④扶養補助

奨学生が奨学期間において配偶者と同居し、かつ配偶者が無収入の場合は、扶養補助として月額2万円を支給します。

奨学生が扶養補助の支給を申請するときは、配偶者の外国人登録原票記載事項証明書のコピーを当

会に提出してください。

⑤渡航に要する交通費

奨学生が大学院入学のために日本に渡航する際にかかる交通費及び出身国への帰国にかかる交通費として、エコノミークラスの航空運賃を支給します。

奨学生が交通費の支給を申請するときは、航空運賃の領収書に経路等の明細がわかる書類(航空券のコピー等)を添えて当会に提出してください。

交通費は、渡日時に往路分を、帰国時に復路分を申請するものとし、復路分の申請は、奨学期間終了後1年以内に行ってください。

なお、配偶者を伴って渡航する場合も奨学生本人分の交通費のみを支給します。

(2) 送金期日

原則として毎月1日(休日の場合は翌営業日)に指定の銀行口座に送金しますが、申請日によって、これ以外の期日に送金することがあります。

3 奨学金の終了

次の一つに該当するときは、奨学金の支給を終了します。

- ・奨学金の支給を開始した月から2年を経過したとき。ただし、大学院博士後期課程または一貫制博士課程に在学する方については、3年次(一貫制博士課程の場合は5年次)への進級が確認できれば1年以内の延長を認めます。
- ・奨学生が在学する課程を修了したとき。
- ・奨学生が奨学金の受給を辞退したとき。

4 奨学金の休止、停止及び復活等

(1) 奨学金の休止

奨学生が休学または長期にわたって欠席するときは、奨学金の支給を休止します。

(2) 奨学金の停止

奨学生が留年したとき、単位の取得が著しく滞ったとき、または、当会への報告書の提出を怠ったときは、奨学金の支給を停止することがあります。

(3) 奨学金の復活

奨学金の支給を休止または停止された者がその復活を願い出たときは、奨学金の支給を復活することがあります。

(4) 奨学生在籍・進級確認調査

奨学金の受給資格を確認するため、毎年9月及び3月に、奨学生の在籍大学に対して在籍及び進級状況の確認調査を行います。

5 奨学金の廃止

次の一つに該当するときは、奨学金の支給を廃止します。

- ・奨学生が怪我や疾病等のため留学目的の達成の見込みがなくなったとき
- ・奨学生の学業成績または性行が不良となったとき
- ・奨学生が留学先の大学で処分を受け、学籍を失ったとき
- ・その他、奨学生として適当でない事実があったとき

【5】 奨学生の報告及び届出

1 学業及び研究等の状況の報告

奨学生は、次に掲げる学業及び研究等の状況に関する報告書類を当会に提出してください。所定の期日までに報告書類の提出がないときは、奨学金の給与を停止することがあります。

- ・定期報告書（毎年9月及び3月）
- ・終了報告書（奨学期間終了時）
- ・大学発行の成績証明書（毎学年度の終期）

2 学位取得の報告

奨学生は、在学する課程を修了し所定の学位を取得したときは、学位取得を証明する書類（コピー可）を添えて、速やかに当会に報告してください。

なお、当会の奨学期間終了後も引き続いて当初の課程に在学し、所定の学位を取得したときにも、同様に報告するようお願いいたします。

3 当会への届出事項

(1) 現住所・連絡先等に変更が生じたとき

奨学期間中に、以下の事項に変更が生じたときは、所定の様式の転居・改氏名・勤務先(変更)届により速やかに当会に届け出てください。

- ・氏名… 結婚に伴う改姓の場合等。奨学金受領口座の名義に変更が生じるときは、その旨も併せて連絡してください。
- ・現住所… 現住所変更の連絡と併せて、賃貸借契約書の家賃掲載部分のコピーを再提出してください（住宅費補助の支給金額が変わらない場合でも提出してください）。
- ・電話番号・携帯電話番号… 携帯電話をお持ちの方は、必ず携帯電話番号も連絡してください。交流活動の際等に電話連絡をすることがあります。
- ・メールアドレス… 毎回の奨学金の送金通知等、奨学生との連絡は主に電子メールで行いますので、主に使用するメールアドレスを連絡してください。

(2) 大学の在籍状況に変更が生じたとき

奨学期間中に、大学の在籍状況に変更が生じたときは、所定の様式の異動届に必要な事項を記入し、変更事項に関する証明書類を添えて、速やかに当会に届け出てください。

届出が必要な変更事項には、以下のものがあります。

- ・休学… 奨学生が大学を休学または長期にわたって欠席する場合は、奨学金の支給を休止します。後日、復学する際に、申請により奨学金の支給を復活します。
- ・復学… 休学していた奨学生が大学に復学する場合、申請により奨学金の支給を復活します。
- ・留学… 奨学生が当初の大学に学籍を残したまま他国の大学等に留学する場合は、原則として奨学金の支給を継続します（奨学期間は延長しません）。
- ・転学… 奨学生が当初の大学に学籍を残したまま、転学（学業・研究の本拠を他大学に移動することをいいます。）する場合は、原則として奨学金の支給を継続します（奨学期間は延長しません）。

- ・退学… 奨学生が在学する課程の修了前に大学の処分によって学籍を失った場合は、奨学金の支給を廃止します。ただし、相当な理由*により、退学のうえ留学または転学する場合はこの限りではありません。

※相当な理由… 留学・転学が担当指導教授の指導に基づく場合、または担当指導教授の異動に伴う場合等。不明な場合は必ず当会に事前にご相談ください。

(3) 奨学金の受給を辞退するとき

奨学生が奨学金の受給を辞退するときは、所定の様式の異動届に必要事項を記入して、当会に届け出てください。奨学金の辞退をもって、奨学期間は終了します。なお、奨学金の辞退を受理したときは、大学にその旨通知します。

【6】 奨学生の交流活動

1 交流活動について

吉田育英会では、事業の一環として、主に当会の奨学生を対象にした各種の交流活動を実施しています。奨学生の皆さんが、交流活動を通じて、互いの理解を深め、刺激を受けあうことにより、奨学期間終了後も末永い交友を結ばれることを期待しています。

2 研修旅行

毎年夏季に外国人留学生を主な対象とした研修旅行を実施しています。奨学生は時間の許す限り参加してください。

開催日時・場所等の詳細については、参加対象者に別途ご連絡します。

3 その他の行事

奨学生を対象にした見学会、交流会等を随時開催しています。学業・研究の支障とならない限り、奨学生の積極的な参加を期待します。

【7】 奨学期間終了後のお願い

1 住所・連絡先等連絡のお願い

当会では、奨学生の皆さんに、奨学期間中に培った奨学生同士の交友を末永く大切にさせていただきたいと考えています。また、そのことに当会がご協力できるように、奨学期間終了後も、皆さんと連絡を取っていきたいと考えています。

つきましては、奨学期間終了後に、氏名、住所、ご連絡先等に変更があったときは、速やかに当会事務局までご連絡ください。

【8】 奨学生提出書類一覧

〈YKK リーダー21〉

提出時期	書類名	提出方法	様式*
奨学金申請時	願書	日本側 受入大学を 通じて提出	
	推薦書		
	出身大学からの推薦状		
	日本側受入大学の大学院合格証明書		
来日後	研究テーマの報告書		
	外国人登録原票記載事項証明書		
	奨学金受領指定書		
	賃貸借契約書のコピー		
	航空運賃の領収書、経路等の明細書		
	大学院受験費用の領収書（該当者のみ）		
学校納付金の支給を申請する時	領収書（請求書*）、明細書 *請求書で申請した時は納付後に領収書要提出	当会に 直接提出	
扶養補助を申請する時	配偶者の外国人登録原票記載事項証明書		
転居した時	転居・改氏名・勤務先（変更）届		○
	賃貸借契約書のコピー		
毎年9月・3月	定期報告書		○
毎学年度末	成績証明書		
奨学期間終了時	終了報告書（大学院正規課程在学者用）		○
休学・復学・留学・転学・退学する時	異動届		○
	事由の証明書類		
奨学金を辞退する時	異動届		○
学位取得時	学位取得を証明する書類		
帰国時	航空運賃の領収書、経路等の明細書		

*○印の書類は当会ウェブサイトから所定の様式をダウンロード可

公益財団法人 吉田育英会

〒130-8521

東京都墨田区亀沢三丁目 22 番地 1 号

Y K K R & D センター内

TEL: 03(5610)8103 FAX: 03(5610)8104

E-mail: webmaster@ysf.or.jp

<http://www.ysf.or.jp>

このパンフレットには奨学生採用後のことも記載してありますので、奨学生は保存して参考にしてください。

2011 年 6 月作成